

水質検査結果書

会津美里町水道事業
代表会津美里町長杉山純一

様

厚生労働大臣登録水質検査機関第101号
建築物飲料水水質検査業福島県16水第23号
福島県環境検査センター株式会社
福島県郡山市田村町金星字上川原60番地1
TEL 024-941-1719 FAX 024-941-1762

ご依頼の検査成績は以下のとおりです。

ISO/IEC17025認定試験所

水質検査部門管理者

宗像 健

検 体	検査種別	上水道				
	採取場所	高田地域				
試料名	高田工業団地浄水					
	採取者	鈴木 智弘		検査期日	2023年11月1日 ~ 2023年11月17日	
採取日時	2023年11月1日 10時40分		気温	13.0 °C 水温 17.5 °C		
天候等	当日天候	晴	前日天候	晴	採取時残留塩素 (遊離)	0.2 mg/L
				採取時残留塩素 (結合)	---	mg/L
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準	
一般細菌	0	100個/mL以下				
大腸菌	陰性	検出されないこと				
亜硝酸態窒素	0.004未満	0.04mg/L以下				
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	0.01mg/L以下				
塩素酸	0.10	0.6mg/L以下				
クロ酢酸	0.002未満	0.02mg/L以下				
クロホルム	0.009	0.06mg/L以下				
ジクロ酢酸	0.002未満	0.03mg/L以下				
ジプロモクロメタン	0.002	0.1mg/L以下				
臭素酸	0.001未満	0.01mg/L以下				
総トリハロメタン	0.017	0.1mg/L以下				
トリクロ酢酸	0.005	0.03mg/L以下				
プロモシクロメタン	0.006	0.03mg/L以下				
プロモホルム	0.001未満	0.09mg/L以下				
ホルムアルデヒド	0.008未満	0.08mg/L以下				
塩化物イオン	7.7	200mg/L以下				
有機物(TOC)	0.5	3mg/L以下				
pH値	7.4	5.8以上8.6以下				
味	異常なし	異常でないこと				
臭気	異常なし	異常でないこと				
色度	0.5未満	5度以下				
濁度	0.1未満	2度以下				
—以下余白—						
判定	検査項目について上記基準に適合する。					
備考	検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号、基準値は平成15年厚生労働省令第101号による。					

水質検査結果書

会津美里町水道事業
代表会津美里町長杉山純一

様

厚生労働大臣登録水質検査機関第101号
建築物飲料水水質検査業福島県16水第23号
福島県環境検査センター株式会社
福島県郡山市田村町釜屋字下川原60番地1
TEL 024-941-1719 FAX 024-941-1762

ご依頼の検査成績は以下のとおりです。

ISO/IEC17025認定試験所

水質検査部門管理者 宗像 健

検 体	検水種別	上水道				
	採取場所	高田地域				
	試料名	雀林浄水				
	採取者	鈴木 智弘	検査期日		2023年11月1日 ~ 2023年11月17日	
	採取日時	2023年11月1日 11時00分	気温		13.5 °C 水温 15.5 °C	
天候等	当日天候 晴	前日天候 晴	採取時残留塩素 (遊離)		0.2 mg/L	
			(結合)		---	
検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準	
一般細菌	0	100個/mL以下				
大腸菌	陰性	検出されないこと				
亜硝酸態窒素	0.004未満	0.04mg/L以下				
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001未満	0.01mg/L以下				
塩素酸	0.10	0.6mg/L以下				
クロロ酢酸	0.002未満	0.02mg/L以下				
クロロホルム	0.008	0.06mg/L以下				
ジクロロ酢酸	0.002未満	0.03mg/L以下				
ジブromクロロメタン	0.002	0.1mg/L以下				
臭素酸	0.001未満	0.01mg/L以下				
総トリハロメタン	0.017	0.1mg/L以下				
トリクロロ酢酸	0.005	0.03mg/L以下				
ブromシクロメタン	0.006	0.03mg/L以下				
ブromホルム	0.001	0.09mg/L以下				
ホルムアルデヒド	0.008未満	0.08mg/L以下				
塩化物イオン	8.0	200mg/L以下				
有機物(TOC)	0.5	3mg/L以下				
pH値	7.4	5.8以上8.6以下				
味	異常なし	異常でないこと				
臭気	異常なし	異常でないこと				
色度	0.5未満	5度以下				
濁度	0.1未満	2度以下				
—以下余白—						
判定	検査項目について上記基準に適合する。					
備考	検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号、基準値は平成15年厚生労働省令第101号による。					